

我孫子市告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域及びその名称の変更について別図のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

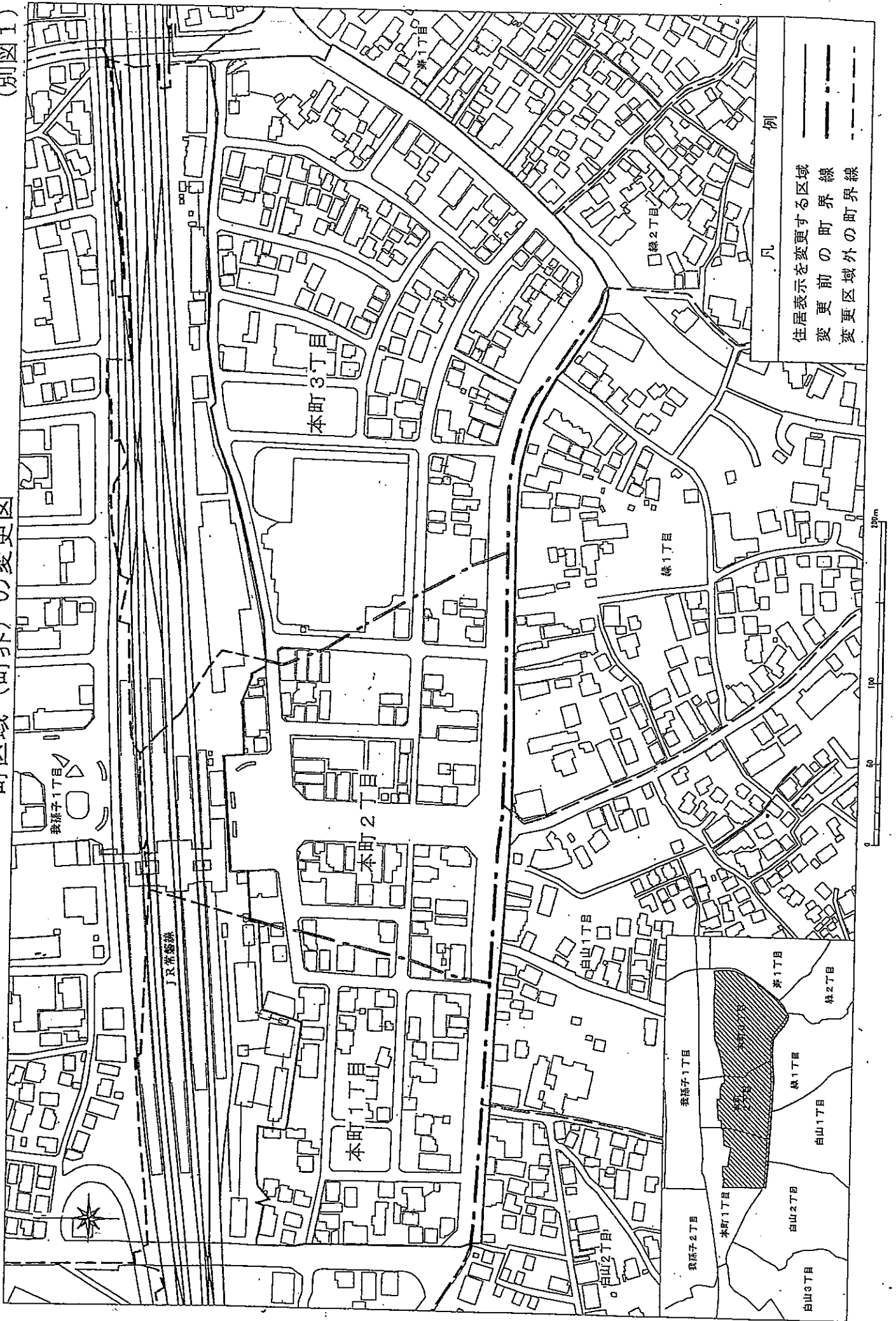
なお、この告示は、平成30年2月26日から効力を生ずる。

平成29年12月1日

我孫子市長 星野 順一郎

町区域（町界）の変更図

(別図1)



凡例

- 住居表示を変更する区域
- 変更前の町界線
- 変更区域外の町界線

0 50 100 200m

(別図2)

町区域 (町界) の変更図

